

身体拘束最小化に関する掲示事項

1 身体拘束を行わない基本方針

当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、安全を確保しつつも、身体拘束は原則として行わない方針です。職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を正しく理解し、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない医療の提供に努めます。

2 身体拘束の実施状況

当院における身体拘束の実施状況は以下の通りです。

- ・対象期間 2026年2月1日～2026年4月30日
- ・身体拘束の実施率 53%

実施率3%以下を目指し、身体拘束をしない医療の提供に取り組んでいきます。

3 身体拘束最小化のために実施している取り組み

当院では、身体拘束を廃止するため以下の取り組みを実施し、身体拘束を検討する可能性のある患者様の入院を制限せず、拘束の可能性のある患者様に対し、当院の方針、身体拘束のリスク、しないリスクを説明します。

多職種チームの設置

医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、放射線技師等による身体拘束最小化チームを設置し、定期的なラウンドとカンファレンスを実施しています。

用具の一元管理

身体拘束に関わる用具については、看護師長室で一元管理し、使用状況に基づき解除の検討をしています。

代替案の検討

身体拘束を行わなければならない緊急やむを得ない場合において、まずは代替案（環境の整理、離床センサーの活用など）を多職種で検討しています。

職員教育・研修

患者様に関わる職員を対象に、身体拘束の最小化と廃止に関する研修を年に2回以上開催し、意識向上を図っています。

2026年6月1日

蔵王町国民健康保険蔵王病院 院長